

## 民間資金等活用事業推進委員会第21回総合部会（概要）

日 時：平成19年11月1日（木）10：00～12：06

会 場：中央合同庁舎第4号館共用第4特別会議室

出席者：山内部会長、前田部会長代理、碓井委員、高橋委員、浜委員、  
尾頭専門委員、小林専門委員、土屋専門委員、中島専門委員、松本専門委員、  
三井専門委員、光多専門委員、美原専門委員、宮本専門委員

事務局：赤井民間資金等活用事業推進室長、町田参事官、後藤補佐

議事概要：

（1）PFI推進委員会総合部会報告案（素案）について  
事務局より、資料に基づき説明。

事務局から、資料2、3を適宜参照しつつ、資料1「PFI推進委員会総合部会報告案（素案）」を中心とした説明を行った。第2章「我が国のPFIの現況等」では、我が国のPFIの現況、平成17年のPFI法改正以降PFI委員会及び政府が講じてきた措置、現下の政策課題への対応について概説した。第3章「現下のPFIの課題と今後の対応の方向性」では、現状についての認識を確認したあと、15の個別の課題とそれらの対応方策について述べた。第4章では、第3章で述べた15の個別課題の中から特に「重点的に検討し速やかに措置を講ずべき課題」をくり出し、整理を行った。

委員からの主要な意見の概要は以下の通り。

- ・維持管理のモニタリングは、必ずしも事業期間終了後にだけ課題があるのだけではなく、事業期間中にも問題が発生する可能性がある。事業期間中でも維持管理を適切に行っていないければ、予定していない支出が発生することもある。事業期間終了後の課題にのみ問題を矮小化しない方がいい。

- ・（A専門委員）予定価格について、「上限拘束性のない参考価格」と書いてあるが、本当の問題は、上限拘束性のある予定価格のあり方ではないか。予定価格の制度的なあり方も将来的な検討課題になりえることにも触れるべき。

- ・（B専門委員）「上限拘束性のない参考価格」、事務局が大変御苦労した表現なのかと思う。私としては、この表現が上限だと思う。

- ・「重点的に検討して速やかに措置を講ずる」と書いてあるが、このスケジュール感はどうなっているのか。

- ・（事務局）11月27日で現在の委員の任期が切れるので、今後の進め方は、当然新しいメンバーで御議論いただくことであり、事務局としての発言は差し控えるべきかと思う。ただ、事務局としてやるべきことは、早急にアウトプットを作って示していくべきだと考えている。半年から1年かからない間くらいである程度のアウトプットを出せればと考えている。

- ・基本方針に打ち出されたPFIに期待される3つの成果（国民に対する低廉かつ

良質な公共サービスの提供、公共サービスの提供における行政の関わり方の改革、民間の事業機会を創出することを通じた経済の活性化)が基本的な視点だと認識してほしい。

・ 予定価格の定義について、前回の総合部会でも議論になったが、今の会計法、地方自治法で使われている意味での予定価格と、PFI法で議論してきた予定価格とは必ずしも同じではない。一つの提案だが、予定価格と混同しないという意味で、例えば想定コストとか、想定価格と表現してはいかがか。

・ 地球温暖化への取組について、事業者が国である場合には問題はないが、事業者が地方の場合には、地方公共団体等がどの程度反映させて審査基準に盛り込むかは、非常に難しい微妙な問題を含むので、少し丁寧な説明が必要。

・ 運営段階において、供用開始されてから数年後に住民から情報公開を求められてきたときに、どこまで公開したらよいのかという問題がある。この問題について、今でなくてもよいが、後で議論いただければと考えている。

・ 「リスク分担に関するガイドライン」には、金融機関の役割についての記載が一切ない。金融機関の役割について入れ方は難しいのかもしれないが、今後の検討課題の一つかもしれない。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680,9681